

クロスボウ講習会における考査の運用要領について（通達）

令和4年3月7日 警察庁丁保発第59号
警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長
あて

（概要）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の3の2第1項に規定する講習会のうち、同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けようとする者に対して行うクロスボウ講習会（初心者講習会）における考査の運用要領について、下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 考査時間

60分とする。

なお、考査時間は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第3項に規定する講習時間には含まれない。

2 考査の出題数及び形式

50問の正誤式とする。

3 考査の出題基準

別添1のとおり。

配点方法については、1問1点とする。

4 考査問題作成上の留意事項

(1) 考査問題の内容は、クロスボウの所持者として必要となる基本的な知識を問うものとし、別添2の基準問題と同等の内容となるようにすること。

なお、別添2の基準問題は、正しい内容の考査問題のみを示したものであるが、誤りを含む内容の考査問題についても適宜作成すること。

(2) いたずらに細かな知識を問う問題は出題しないこと。

(3) 表現、用語等はできる限り平易なものにするとともに、問題文が長くなりすぎないようにすること。

5 合格基準

おおむね45点以上を合格とする。

6 その他

(1) 講習修了証明書は、あらかじめ準備しておき、採点終了後速やかに交付するように努めること。

(2) 「クロスボウ取扱読本」の交付は、講習会申込み時に行い、講習受講者が事前に学習できるように配慮すること。

出題基準

項目		配点		
第1 クロスボウの 所持に関する法令	1 クロスボウ所持者の社会的責任	1	25	
	2 クロスボウの所持に関する法令	(1) クロスボウの所持の禁止と除外事由		1
		(2) クロスボウの定義		1
		(3) 所持許可制度		5
		(4) 所持許可の更新とその手続		2
		(5) 所持許可の失効とその後の手続		2
		(6) 指示及び所持許可の取消し		1
		(7) クロスボウの所持についての遵守事項		11
		(8) クロスボウ射撃資格		1
		(9) クロスボウ射撃指導員		
第2 クロスボウの 使用、保管等の 取扱い	1 社会的責任を果たすために	2	25	
	2 クロスボウの分類等	(1) クロスボウの分類		4
		(2) クロスボウの機構及び安全装置		
		(3) クロスボウの威力と矢の最大到達距離等		3
	3 クロスボウの使用、保管等についての準則	(1) クロスボウの基本的取扱い		10
		(2) 標的射撃が認められる場所		2
		(3) 使用前の注意事項		2
		(4) クロスボウの保管の一般準則		2

第1 クロスボウの所持に関する法令

1 クロスボウ所持者の社会的責任

- 1 ○ クロスボウは、本来遠くにいる動物の捕獲や人を殺すための道具として作られたものであり、危険なものである。
- 2 ○ クロスボウは、都道府県公安委員会の許可や認定を受けることにより所持することができる。
- 3 ○ クロスボウを所持するための許可や認定を受けるには、一定の厳しい条件を満たす必要がある。
- 4 ○ クロスボウを所持する人は、クロスボウの危険性を理解し、「クロスボウによる事故を起こさない。」という意識を強く持つ必要がある。
- 5 ○ クロスボウによる事件や事故を起こさないためには、銃砲刀剣類所持等取締法等の関係法令を習熟する必要がある。

2 クロスボウの所持に関する法令

(1) クロスボウの所持の禁止と除外事由

- 1 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法は、原則としてクロスボウを所持することを禁止している。
- 2 ○ 都道府県公安委員会の所持許可は、クロスボウの所持を一定の場合に限って特別に認めるものである。
- 3 ○ クロスボウの「所持」とは、物に対する事実上の支配をいい、その形

態として保管、携帯、運搬等がある。

- 4 ○ 許可を受けたクロスボウを所持する者が、知人にクロスボウを預けた場合には、渡した本人も、預かった者も法律違反になる。
- 5 ○ 許可を受けたクロスボウを所持する者が、修理のために家族にクロスボウを持って行かせた場合には、本人だけでなく、家族も法律違反になる。

(2) クロスボウの定義

① 基本的な考え方

- 1 ○ 「引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓」であって、内閣府令で定められた方法によって測定した矢の運動エネルギーの値が6.0ジュール以上となるものは、クロスボウとして銃砲刀剣類所持等取締法の規制対象となる。

② 矢の運動エネルギーの算出方法

- 1 ○ クロスボウで発射する矢の運動エネルギーは、使用する矢の種類、重さ、クロスボウの構造との相性等によって変わることがある。
- 2 ○ あるクロスボウが規制対象となるか否かは、そのクロスボウが発射できる矢のうち、最大の運動エネルギーとなる矢の運動エネルギーの値をもって判断される。

(3) 所持許可制度

① 基本的な考え方

- 1 ○ クロスボウについて、1本のクロスボウの所持許可を2人以上で受けることは認められない。
- 2 ○ 1人で数本のクロスボウを所持しようとする場合には、クロスボウごとに所持許可を受ける必要がある。

- 3 ○ クロスボウの所持許可を受けるには、住所地を管轄する警察署に申請する必要がある。
- 4 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法改正の経過措置に該当する場合を除き、クロスボウの所持許可申請は、必ずクロスボウを譲り受ける前にしなければならない。
- 5 ○ クロスボウの所持許可を受ける前にクロスボウを譲り受けると不法所持の罪で処罰される。
- 6 ○ 所持許可が認められるクロスボウの主な用途とは、「標的射撃」、「狩猟」、「有害鳥獣駆除」がある。
- 7 ○ コレクションを目的としてクロスボウの所持許可を受けることはできない。
- 8 ○ 故人の遺品とすることを目的としてクロスボウの所持許可を受けることはできない。
- 9 ○ クロスボウの用途の「狩猟」とは、基本的には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に従って狩猟鳥獣を捕獲等することをいうが、矢を使用する方法は禁止猟法とされている。
- 10 ○ クロスボウの用途の「有害鳥獣駆除」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の管理の目的での鳥獣の捕獲等と同法律に基づかない有害水産動物の駆除や駆逐をする場合をいう。
- 11 ○ クロスボウの用途の「標的射撃」とは、銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所において、クロスボウで射撃をすることをいう。

② 許可の要件

- 1 ○ 都道府県公安委員会は、クロスボウの所持許可申請があった場合、全てを許可するわけではない。
- 2 ○ クロスボウの適正な取扱いを期待できない人は、その所持許可を受け

ることができない。

- 3 ○ 構造・機能上危険のあるクロスボウは、所持許可の対象にならない。
- 4 ○ 18歳未満の人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 5 ○ 統合失調症などの一定の病気にかかっている人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 6 ○ 統合失調症、そううつ病、てんかん等にかかっている人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 7 ○ 認知症である人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 8 ○ アルコールや薬物などの中毒者は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 9 ○ やって良いことと悪いことの区別がつかない人や悪いと分かっていることをやってしまう人などは、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 10 ○ 住居の定まらない人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 11 ○ 原則として、猟銃、空気銃又はクロスボウの所持許可を取り消された人は、その後5年間又は10年間、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 12 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法に違反して罰金刑を受けた人は、一定の期間、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 13 ○ 原則として、人にけがを負わせて罰金刑になった人は、一定の期間、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 14 ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく禁止命令を受けた人は、その後3年間、クロスボウの所持許可を受けることができない。

- 15 ○ 暴力団関係者は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 16 ○ 自殺をするおそれがある人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 17 ○ 強盗や傷害などの凶悪な罪に当たる違法な行為をして所持許可を取り消された人は、所持許可を取り消された日から起算して10年間、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 18 ○ 申請をするときに、書類にうそを書いたり本当のことを書かない人は、クロスボウの所持許可を受けることができない。
- 19 ○ クロスボウ以外のものに誤認されるようなものに変装されたクロスボウは、所持許可の対象とならない。
- 20 ○ 引いた弦を固定する装置が故障して引っ掛けた弦が自然に外れてしまうクロスボウ、揺らすだけで引き金が動き暴発する危険があるクロスボウ等は、所持許可の対象とならない。
- 21 ○ クロスボウの所持許可を受けようとする者で、許可申請書を提出した日において75歳以上である者は、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受検する必要がある。
- 22 ○ クロスボウの所持許可を受けようとする者は、初心者講習会を受けて、講習修了証明書の交付を受ける必要がある。
- 23 ○ 講習修了証明書は、許可時又は許可の更新時において、同証明書の交付日から起算して3年を経過していないことが必要である。
- 24 ○ 講習修了証明書は、所持許可申請、更新申請又はクロスボウ射撃資格認定申請のときに提示する必要がある。

③ 所持許可証の交付及びクロスボウの確認

- 1 ○ 既にクロスボウ所持許可証の交付を受けている人が別のクロスボウについて新たに所持許可を受けた場合、新しい所持許可に関する事項は既にある許可証に記載される。

- 2 ○ クロスボウ所持許可証が交付されて初めて、所持許可を受けたクロスボウを所持することができる。
- 3 ○ クロスボウを譲り受けるときには、所持許可証を相手に提示しなければならない。
- 4 ○ インターネットによりクロスボウ販売事業者からクロスボウを購入する場合、クロスボウ販売事業者から氏名、住所等の確認を受けるとともに、クロスボウ所持許可証の原本をクロスボウ販売事業者に郵送しなければならない。
- 5 ○ 所持許可を受けたクロスボウを譲り受けたときは、14日以内に所持許可を受けた警察署にクロスボウと所持許可証を持参し、確認を受けなければならない。

④ 表示措置

- 1 ○ 所持許可を受けたクロスボウが当該所持許可に係るものであることを表示させるため必要があるときは、都道府県公安委員会は、その旨を表示するための措置を執ることを命じることができる。
- 2 ○ 都道府県公安委員会から表示措置を命じられた場合には、交付されたクロスボウ番号標を、当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けなければならない。
- 3 ○ クロスボウに貼り付けたクロスボウ番号標が亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、速やかにその旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

⑤ 所持許可証の書換え及び再交付

- 1 ○ 引っ越しなどで住所が変わったときは、所持許可証の書換えを受けなければならない。
- 2 ○ 許可を受けたクロスボウとは全長又は全幅が異なる弧の部分（いわゆる替え弓）を新しく購入した場合には、所持許可証の書換えを受けな

ればならない。

- 3 ○ 所持許可を受けたクロスボウを、弧の部分を交換し、許可に係る用途に適さない程度に威力を強くするなど、同一性を失わせる程度にクロスボウを改造するときは、新たな所持許可を受ける必要がある。
- 4 ○ 所持許可証をなくしたり、盗まれたりしたときには、再交付の申請をしなければならない。
- 5 ○ 所持許可証の再交付を受けた後に、なくした許可証を見つけたときには、旧許可証を住所地を管轄する警察署に返納しなければならない。

⑥ 所持許可の条件

- 1 ○ クロスボウの所持許可の条件は、所持許可を受けた後であっても新たに付加されることがある。
- 2 ○ クロスボウの所持許可の条件に違反した場合には、所持許可を取り消されることがある。

(4) 所持許可の更新とその手続

① 所持許可の有効期間

- 1 ○ 標的射撃、狩猟及び有害鳥獣駆除の用途でのクロスボウの所持許可の有効期間は、所持許可を受けた日から3回目の誕生日が経過するまでの間である。
- 2 ○ 標的射撃、狩猟及び有害鳥獣駆除の用途でクロスボウを継続して所持する人は、所持許可を受けた日から3回目の誕生日ごとに所持許可の更新を受けなければならない。
- 3 ○ 所持許可の更新手続をせずに有効期間が満了すると、所持許可が失効する。
- 4 ○ 所持許可の更新申請期間は、所持許可の有効期間が満了する日の2か月前から1か月前までの間である。

② 認知機能検査

- 1 ○ クロスボウの所持許可の更新を受けようとする者で、有効期間が満了する5か月前から1か月前までの期間に道路交通法の認知機能検査を受けていることを証明する書類を提示すれば、認知機能検査を受検する必要はない。

③ クロスボウ講習会

- 1 ○ クロスボウの所持許可の更新を受けようとする者は、経験者講習会を受けて、講習修了証明書の交付を受ける必要がある。

④ 更新申請期間の特例

- 1 ○ 更新申請期間内に更新の申請をしなかったときは、原則として所持許可の更新を受けることができない。
- 2 ○ 災害や病気のために更新申請期間内に申請ができなかった人は、所持許可の有効期間満了日の前日までに限り、その理由を明らかにした書類を添えて申請を行うことができる。

(5) 所持許可の失効とその後の手続

① 所持許可の失効

- 1 ○ 所持許可を受けた日から3か月以内にその所持許可証に記載されたクロスボウを所持することにならなかった場合、当該所持許可は失効する。
- 2 ○ 所持許可を受けたクロスボウを廃棄した場合、その所持許可は失効する。
- 3 ○ 所持許可を受けたクロスボウをなくしたり盗み取られたりした場合、その許可は失効する。
- 4 ○ 所持許可を受けたクロスボウを、同じクロスボウと認められない程度

に改造した場合、その許可は失効する。

② 所持許可証の返納又は失効した所持許可事項の抹消

- 1 ○ クロスボウの所持許可が失効したときは、原則として住所地を管轄する警察署に速やかに所持許可証を返納するか、所持許可事項の抹消を受けなければならない。
- 2 ○ 許可証に記載された一部のクロスボウの所持許可のみが失効したときは、警察署において失効したクロスボウの所持許可事項の抹消を受けなければならない。
- 3 ○ 所持許可証の返納は、原則として所持許可を受けた本人がしなければならない。
- 4 ○ 所持許可を受けた人が亡くなった場合、その親族や同居人、家主が許可証を返納しなければならない。

③ 失効後の措置

- 1 ○ クロスボウの所持許可が失効した場合には、50日以内に改めて所持許可を受けるか、そのクロスボウを譲渡又は廃棄するなどの措置をとらなければならない。
- 2 ○ 所持許可が失効してから50日を経過しても引き続きそのクロスボウを所持している場合、不法所持となる。
- 3 ○ 所持許可が失効してから50日を経過したときは、都道府県公安委員会はクロスボウの提出を命じることができる。
- 4 ○ クロスボウをクロスボウ販売事業者に譲り渡す場合で、他にクロスボウの所持許可を受けていない場合には、クロスボウと共に許可証をクロスボウ販売事業者に引き渡す。
- 5 ○ クロスボウをクロスボウ販売事業者に譲り渡す場合で、許可証に他のクロスボウの許可事項が記載されている場合には、クロスボウ販売事業者にその許可証を提示した上で、警察署で許可事項の抹消を受ける。

- 6 ○ 所持許可証の返納を怠ったときは、罰金に処せられる場合がある。

(6) 指示及び所持許可の取消し

① 公安委員会の指示

- 1 ○ クロスボウの所持者が、銃砲刀剣類所持等取締法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した場合は、都道府県公安委員会から危害予防上必要な措置をとるよう指示されることがある。
- 2 ○ 都道府県公安委員会からの指示に従わなかった場合には、クロスボウの所持許可が取り消されることがある。

② 許可の取消し及び仮領置

- 1 ○ クロスボウの所持者が銃砲刀剣類所持等取締法に違反した場合には、都道府県公安委員会から所持許可を取り消されることがある。
- 2 ○ クロスボウの所持者が銃砲刀剣類所持等取締法の命令や処分に違反した場合には、都道府県公安委員会から所持許可を取り消されることがある。
- 3 ○ 同居の親族が当該許可に係るクロスボウを使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがある場合には、都道府県公安委員会から当該許可を取り消されることがある。
- 4 ○ 他人に暴力を振るうなど所持許可を与えておくことがふさわしくない人は、都道府県公安委員会から当該許可を取り消されることがある。
- 5 ○ 所持許可を受けたクロスボウを、引き続き3年以上許可を受けた用途に使用していない場合には、都道府県公安委員会から所持許可を取り消されることがある。
- 6 ○ クロスボウの所持許可について、一定の取消事由が発生した場合、都道府県公安委員会からクロスボウの提出を求められることがある。

(7) クロスボウの所持についての遵守事項

① 携帯、運搬、発射の制限等

- 1 ○ クロスボウは、所持許可証に記載された用途に使用する場合や修理のためなどの正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬できない。
- 2 ○ 標的射撃の用途のために所持許可を受けたクロスボウを銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所以外の場所で射撃するために携帯することはできない。
- 3 ○ 正当な理由なくクロスボウを携帯、運搬した者は、懲役又は罰金に処せられる場合がある。
- 4 ○ クロスボウを携帯、運搬する場合は、クロスボウに覆いをかぶせるか容器に入れなければならない。
- 5 ○ 標的射撃中であっても、明らかにクロスボウを発射する必要がないときには矢を装填しておいてはならない。
- 6 ○ 射撃する場合以外にクロスボウに矢を装填していた者は、罰金に処せられる場合がある。
- 7 ○ 標的射撃の用途で所持許可を受けた者は、銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所において射撃を行うことができる。
- 8 ○ 所持許可を受けた後に用途を変更、追加するときには、許可証の書換えを申請する必要がある。
- 9 ○ クロスボウの発射制限に違反した者は、懲役又は罰金に処せられる場合がある。
- 10 ○ 標的射撃を行う場所については、使用する矢の最大到達距離を半径とする扇形の危険区域に正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていなければならない。

- 11 ○ 標的射撃を行う場所については、使用する矢の最大到達距離を半径とする扇形の危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入ってはならない旨の表示がなされていなければならない。
- 12 ○ 標的射撃を行う場所については、使用する矢の最大到達距離を半径とする扇形の危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物があってはならない。
- 13 ○ 標的射撃を行う場所については、標的の後方に、矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがなければならぬ。
- 14 ○ クロスボウ射撃指導員の指導を受けながら標的射撃を行う場合は、使用する矢の最大到達距離を半径とする扇形の危険区域を縮減できる場合がある。
- 15 ○ クロスボウ射撃指導員が不在であっても、指導を受けた者がその指導の内容に従って、その指導を受けた場所と同一の場所で、その承諾を受けて標的射撃を行う場合は、使用する矢の最大到達距離を半径とする扇形の危険区域を縮減できる場合がある。
- 16 ○ クロスボウを発射する場合には、あらかじめ周囲を確認するなどして、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければならない。
- 17 ○ 射撃時にあらかじめ周囲を確認するなどの危害防止の注意を行わなかった場合、実害が発生しなかったとしても違反となる。

② 構造・機能の基準維持義務

- 1 ○ クロスボウの所持者は、クロスボウを法定の基準に適合するよう維持しなければならない。
- 2 ○ クロスボウの所持者は、クロスボウを改造して、法定の基準に適合しないクロスボウにしてはならない。
- 3 ○ 所持許可を受けたクロスボウについて、弦の固定装置を取り外したり、

容易に暴発するほど引き金を軽くしたりした場合には、許可を取り消されることがある。

- 4 ○ クロスボウの構造・機能の基準維持義務に違反した場合、所持許可を取り消されることがある。
- 5 ○ クロスボウの弧の部分交換し、許可に係る用途に適さない程度に威力を強くした場合には、許可を受けたクロスボウと同じクロスボウとは認められず、その時点で許可が失効し、不法所持となる。

③ 保管義務等

- 1 ○ クロスボウの所持者は、原則として許可を受けたクロスボウを自ら保管しなければならない。
- 2 ○ クロスボウを自ら保管する場合は、自分以外の者に所持させることのないようにしなければならない。
- 3 ○ クロスボウが保管されているロッカーの鍵を他人に預けている場合には、自ら保管しているとはいえない。
- 4 ○ 居宅内であっても、クロスボウを壁に立て掛けておくなど、家族等が自由に持ち出せる状態にしている場合には、自ら保管しているとはいえない。
- 5 ○ クロスボウ保管業者にクロスボウの保管を委託した場合、自ら保管する義務が免除される。
- 6 ○ 修理等のためクロスボウ製造事業者にクロスボウを預けている場合には、自ら保管する義務が免除される。
- 7 ○ クロスボウを自ら保管する義務に違反した者は、罰金に処せられる場合がある。
- 8 ○ 長期入院する場合や長期間旅行する場合などには、クロスボウ保管業者にクロスボウの保管を委託することが望ましい。

- 9 ○ 住居の建て替えなどで保管上問題がある場合には、クロスボウ保管業者にクロスボウの保管を委託することが望ましい。
- 10 ○ 賃貸住宅に住んでいて、保管設備を設置することができない場合には、クロスボウ保管業者にクロスボウの保管を委託することも可能である。
- 11 ○ クロスボウを保管する設備は、金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造の設備でなければならない。
- 12 ○ クロスボウを保管する設備には、確実に施錠できる錠を備えている必要がある。
- 13 ○ クロスボウを保管する設備は、外から容易に見えないなど、管理上支障のない場所にある必要がある。
- 14 ○ クロスボウを保管する設備は、容易に持ち運びできないものである必要がある。
- 15 ○ クロスボウは、一定の基準を満たした保管設備に、確実に施錠して保管しなければならない。
- 16 ○ クロスボウの所持者は、保管設備を点検し、法定の基準に適合するように維持する必要がある。
- 17 ○ 競技大会のため、保管設備のない場所に宿泊する場合であっても、所持者が盗難や事故を防ぐための措置をとることが必要である。
- 18 ○ クロスボウを法定の基準に適合した保管設備に保管しなかった場合、罰金に処せられる場合がある。
- 19 ○ クロスボウとそのクロスボウに適合する矢は同一の建物内に保管しないように努めなければならない。
- 20 ○ クロスボウとそのクロスボウに適合する矢を同一の建物内に保管する場

合であっても、クロスボウを保管するロッカーと矢を保管するロッカーは別に設ける必要がある。

- 21 ○ クロスボウの収納スペースに加え、施錠できる引き出しのあるロッカーの場合、収納スペースにクロスボウを保管し、引き出しに矢を保管する場合も、クロスボウと矢を共に保管したこととなり、違反となる。
- 22 ○ クロスボウとそのクロスボウに適合する矢を共に保管した者は、罰金に処せられる場合がある。

④ 報告徴収

- 1 ○ 都道府県公安委員会は、クロスボウや矢を保管している者に対し、保管の状況について必要な報告を求めることができる。

⑤ 報告徴収等・公務所等への照会

- 1 ○ 都道府県公安委員会が必要と認めたときは、所持許可を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。
- 2 ○ 都道府県公安委員会が必要と認めたときは、所持許可を受けた者に対し、指定する医師の診断を受けることを命ずることができる。

⑥ 調査を行う間におけるクロスボウの保管

- 1 ○ 都道府県公安委員会は、所持許可を受けた者が粗暴な言動をとるなどして、欠格事由に該当する疑いがあると認めた場合、必要な調査を行う間、当該所持許可を受けた者に対しクロスボウを提出させ、保管することができる。
- 2 ○ 都道府県公安委員会は、欠格要件について必要な調査を行うまでの最大30日間、所持許可を受けた者から提出させたクロスボウを保管できる。

⑦ 譲渡等の制限

- 1 ○ クロスボウの所持者は、相手方がこれを適法に所持できる者であることを確認した場合でなければ、譲り渡したり貸し付けたりしてはならぬ

- い。
- 2 ○ クロスボウの所持許可を受けた者が有償、無償を問わずクロスボウを譲り渡した場合、その許可は失効する。
 - 3 ○ クロスボウ販売事業者にクロスボウを譲り渡す際、他にクロスボウの所持許可を受けていない場合には許可証はクロスボウと共にクロスボウ販売事業者に譲り渡さなければならない。
 - 4 ○ クロスボウを譲り渡す際、許可証に失効していない他のクロスボウに関する事項が記載されている場合には、速やかに住所地を管轄する警察署に届け出て記載事項の抹消を受けなければならない。
 - 5 ○ 運送事業者を利用してクロスボウをクロスボウ販売事業者に譲り渡す場合、譲り渡す者が運送前にクロスボウ販売事業者から銃砲刀剣類製造等届出書等の証明書類の提示又はその写しの送付を受け、業務のため当該クロスボウを所持しようとする旨の説明を受けるとともに、運送事業者により配達時に当該証明書類を確認させる必要がある。
 - 6 ○ クロスボウ販売事業者以外の者にクロスボウを譲り渡した場合、当該許可証に失効していない他のクロスボウの所持許可事項が記載されていないときは、許可証は住所地を管轄する警察署に返納しなければならない。
 - 7 ○ クロスボウ販売事業者以外の者にクロスボウを譲り渡す場合には、その者から所持許可証の原本の提示を受けなければならない。
 - 8 ○ 運送事業者を利用してクロスボウをクロスボウ販売事業者以外の者に譲り渡す場合、運送前に相手方からクロスボウ所持許可証の原本の提示又は送付を受けるとともに、運送事業者により配達時に相手方の運転免許証等の本人確認書類を確認させる必要がある。
 - 9 ○ クロスボウを譲り渡す際の相手方の確認義務を怠った者は懲役又は罰金に処せられる場合がある。

⑧ 検査を受ける義務

- 1 ○ クロスボウの所持者は、原則として1年に1回、クロスボウや許可証

を警察署等に持参し、検査を受けなければならない。

- 2 ○ 都道府県公安委員会の使用実績の報告の求めに応じなかったり、うその報告をした者は、罰金に処せられる場合がある。

⑨ 事故届

- 1 ○ クロスボウの所持者は、クロスボウをなくしたり盗まれたときは、直ちに警察官に届け出なければならない。
- 2 ○ クロスボウをなくしたり盗まれたりしたのに警察官に届け出なかった者は、罰金に処せられる場合がある。
- 3 ○ クロスボウをなくしたり盗まれたりしていないのにうその届出をした者は、罰金に処せられる場合がある。

⑩ 所持許可証の携帯

- 1 ○ クロスボウを携帯、運搬するときは、常に許可証を携帯しなければならない。
- 2 ○ クロスボウを携帯中、警察官に許可証の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。
- 3 ○ 警察官から許可証の提示を求められたのにこれを拒んだ者は、罰金に処せられる場合がある。

(8) クロスボウ射撃資格

① 基本的な考え方

- 1 ○ クロスボウ射撃資格者は、クロスボウ射撃監督者の監督を受けている場合に限り、当該クロスボウ射撃監督者の指導用のクロスボウを所持することができる。
- 2 ○ クロスボウ射撃資格者が、クロスボウ射撃監督者の指導用のクロスボウ以外のクロスボウを所持した場合には、不法所持となる。

- 3 ○ クロスボウ射撃資格者が、クロスボウ射撃監督者の監督を受けずにクロスボウを使用した場合は、不法所持となる。
- 4 ○ クロスボウ射撃資格者が、銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所以外の場所でクロスボウを所持した場合は、クロスボウ射撃監督者の監督を受けていたとしても、不法所持となる。

② クロスボウ射撃資格認定証の交付

- 1 ○ クロスボウ射撃監督者は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格認定証を提示した場合でなければ、クロスボウを使用させてはならない。

③ クロスボウ射撃監督者の許可の取消し

- 1 ○ クロスボウ射撃資格者が、クロスボウ射撃監督者の指示に従わないで指導用のクロスボウを所持した場合、当該クロスボウ射撃監督者が有する全ての指導用のクロスボウの許可が取り消されることがある。

(9) クロスボウ射撃指導員

① 基本的な考え方

- 1 ○ クロスボウ射撃指導員は、銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所において、指導を受ける者の所持するクロスボウを、射撃指導を行うために所持することができる。
- 2 ○ クロスボウ射撃指導員が、銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所以外の場所において、指導を受ける者の所持するクロスボウを所持した場合は、不法所持となる。

② その他の役割

- 1 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法の要件を満たした標的射撃が認められている場所に関しては、射撃をする者がクロスボウ射撃指導員の指導を受けている場合には、使用する矢の最大到達距離を半径とする扇形の危険区域が縮減される可能性がある。

- 2 ○ クロスボウ射撃指導員がクロスボウ保管業者である場合には、クロスボウの保管を委託することができる。

第2 クロスボウの使用、保管等の取扱い

1 社会的責任を果たすために

- 1 ○ クロスボウを所持する人は、所持するクロスボウについて絶対に事故を起こさないよう、適正な取扱いと厳正な管理が求められる。
- 2 ○ クロスボウを所持する人は、そのクロスボウが盗まれ、犯罪に使われたりしないよう、厳正な管理をした上で、正しく取り扱わなければならない。
- 3 ○ クロスボウによる事故を防止するためには、クロスボウの構造や安全装置に関する基本的な知識を習得する必要がある。
- 4 ○ クロスボウを所持する人は、銃砲刀剣類所持等取締法など関係する法律の知識を身につけることが必要である。
- 5 ○ クロスボウの所持者は、射撃に関する正しいルールやマナーを身につけることが大切である。
- 6 ○ クロスボウを所持する人は、クロスボウを取り扱うときだけでなく、日常生活のあらゆる場面で細心の注意を払う習慣を身につけることで、事故を未然に防ぐことができる。
- 7 ○ クロスボウによる事故を防ぐためには、自制心を養うことが必要である。
- 8 ○ 何らかの異常を感じたときは、直ちに射撃することをやめ、クロスボウを下ろし、矢をクロスボウから外すこと。

- 9 ○ 徹底した操作の練習を行い、心に余裕をもってクロスボウを取り扱えるようになることが大切である。

2 クロスボウの分類等

(1) クロスボウの分類

- 1 ○ クロスボウには、滑車があるものとないもの、通常両手で把持して射撃するものと通常片手で把持して射撃するものがある。

(2) クロスボウの機構及び安全装置

- 1 ○ 自分が所持するクロスボウの発射機構及び安全装置の構造を知ることが、危害予防上重要である。
- 2 ○ 自分が所持するクロスボウのくせを把握することが事故を防止することにつながる。
- 3 ○ 自分が所持するクロスボウの不良箇所を見つけた場合には、クロスボウ射撃指導員に相談するなどして、常に万全の状態を維持する必要がある。

① 発射の仕組み（発射機構の仕組み）

- 1 ○ クロスボウの発射機構とは、矢を発射するために必要な引き金、逆鉤^{ぎやつこう}、フック、弦からなる機構である。
- 2 ○ クロスボウの発射機構で、「引き金」とは、射手の意思により逆鉤^{ぎやつこう}を作動させるものをいう。
- 3 ○ クロスボウの発射機構で、「逆鉤^{ぎやつこう}（シアー）」とは、フックを固定し又は開放する役目をするものをいう。
- 4 ○ クロスボウの発射機構で、「フック」とは、逆鉤^{ぎやつこう}とのかみ合わせが外

れることにより固定した弦を解放するものをいう。

- 5 ○ クロスボウの発射機構で、「弦」とは、固定された後、引き金を引くことによって解放され、矢を押し出すものをいう。
- 6 ○ 安全装置を作動させ、引き金が動かない場合でも、振動を与えれば逆鉤ぎやっこうとフックのかみ合いが外れる場合がある。

② 発射の仕組み（引き金の重さ）

- 1 ○ 引き金が軽い場合には、衝撃などのわずかな力で暴発する危険性がある。
- 2 ○ 引き金の軽いクロスボウは、引き金、逆鉤ぎやっこう（シアー）やフックのかみ合わせが甘く、衝撃や振動等のわずかな力で外れやすくなる。

③ 発射の仕組み（引き金の遊び）

- 1 ○ 引き金の「遊び」とは、引き金を引き始めたときに感じる動きが軽い部分をいう。
- 2 ○ 引き金の遊びは、暴発を防ぐ重要な役目がある。
- 3 ○ 引き金の遊びがないと暴発を起こしやすくなって危険である。

④ 安全装置の仕組み

- 1 ○ 安全装置の仕組みは、クロスボウの種類によって異なる。
- 2 ○ クロスボウによっては、安全装置がないものや、安全装置があっても引き金が動き、弦が解放されるものがある。
- 3 ○ 安全装置には限界があるため、安全装置を過信すると暴発事故を起こしかねない。

(3) クロスボウの威力と矢の最大到達距離等

① クロスボウの威力

- 1 ○ クロスボウごとに弦を引くために必要な力の大きさ（ポンド）は異なり、一般的にポンド数が大きいものは、発射される矢の威力も大きいですが、実際の威力は、使用する矢の種類、重さ、クロスボウの構造との相性等の様々な要素により異なる。
- 2 ○ クロスボウ所持者が、自分の持つクロスボウの威力を知ることが、事故防止上非常に大切である。

② 矢の最大到達距離等

- 1 ○ クロスボウを所持した場合には、使用する前に、発射される矢の威力や、矢がどのくらい飛ぶかを理解しておく必要がある。
- 2 ○ 自分が所持するクロスボウの威力や最大到達距離を知ることが、クロスボウ所持者の責任である。
- 3 ○ クロスボウの最大到達距離は、矢を発射する角度、風向き、使用される矢の重さや長さ、形状等によって異なる。
- 4 ○ クロスボウの威力を過小評価することは絶対にあってはならない。
- 5 ○ 発射された矢の距離は、風の向きや強さといった条件により通常よりもさらに遠くまで飛ぶ場合がある。
- 6 ○ 大気中では、発射角度が35度から45度くらいのときに最大射程となることなど、クロスボウ所持者は、どのような場合に最も遠くまで矢が飛ぶかを知っておく必要がある。
- 7 ○ クロスボウの所持者は、有効射程はもちろんのこと、最大到達距離についても認識しなければならない。
- 8 ○ クロスボウの種類によっては、最大到達距離が440メートルに至るものがある。
- 9 ○ いわゆるピストルクロスボウであっても、最大到達距離が150メートル

ルに至るものがある。

3 クロスボウの使用、保管等についての準則

(1) クロスボウの基本的取扱い

① 発射時の周囲の安全確認

- 1 ○ 射撃するときは事前に周囲の安全を十分に確認しなければならない。
- 2 ○ クロスボウの先端の方向を定めるにあたっては、事前に矢を安全に発射できる範囲を自分で確認しておく必要がある。

② クロスボウの先端の向き

- 1 ○ 矢の装填の有無にかかわらず、クロスボウの先端は、絶対に人のいる方向に向けてはいけない。
- 2 ○ 先端が人のいる方向に向いていなければ、クロスボウの事故のほとんどは防止することができる。
- 3 ○ 射撃するとき以外は、クロスボウの先端は下に向けなければならない。

③ 弦を引く動作

- 1 ○ フルサイズクロスボウの弦を引く場合は、必ず先端を下に向けクロスボウの末端を腹部で押さえて弦を引き上げる。
- 2 ○ フルサイズクロスボウの先端にフットスティラップ（^{あぶみ} 鐙）がある種類は、足をかけた状態で弦を引き上げる。
- 3 ○ ピストルクロスボウの弦を引く場合は、クロスボウの先端を下に向けて行うことが原則であるが、クロスボウの形状により先端を下げて弦を引くことが困

難である場合には、先端を必ず人がいない方向に向けた上で行う。

④ 安全装置の使用

- 1 ○ 弦を固定した後は、必ず安全装置を作動させる。
- 2 ○ 安全装置は、クロスボウの種類により、弦を固定した時に自動的に安全装置が作動するものと手動で安全装置を作動させるものがあり、それぞれの特徴を確認する必要がある。

⑤ 矢の装填

- 1 ○ クロスボウを手にしたとき、矢が装填されていないことを確認する必要がある。
- 2 ○ 発射するとき以外はクロスボウに矢を装填してはならない。
- 3 ○ 矢の装填は、原則としてクロスボウの先端を地面に向けた状態で行う。
- 4 ○ 矢押さえがないなど、地面に向けた状態では矢を装填できない場合は、周囲に人がいないことなどを確認した上、標的に向けて矢を装填する。
- 5 ○ 矢を装填した際、矢のノックと弦がしっかりと接触しているか確認する必要がある。
- 6 ○ 刃が付いた矢じりを持つ矢は、標的射撃に使用してはならない。

⑥ クロスボウの保持（構え）

- 1 ○ 矢の装填後、クロスボウを構えるときは、先端を下から上に上げるようにしてクロスボウを標的に向けて照準を合わせ、先端を必要以上に高く上げることや左右に振ることはしない。
- 2 ○ クロスボウを保持するときは、解放された弦が指に当たらないように保持すること。

- 3 ○ クロスボウを保持するときは、誤って落とすことがないように確実に保持しなければならない。

⑦ 引き金に関する注意

- 1 ○ 発射するとき以外に用心がねの中に指を入れないことは、無意識による暴発を防ぐ意味で最も重要である。
- 2 ○ 用心がねの中に指を入れてもよいときは、クロスボウの点検を行うときなど特別の場合を除いては、射撃方向に向かって射撃準備が完了したときだけである。

⑧ 疲労時における射撃の中止

- 1 ○ 疲れてくると、注意力が散漫になり、各種の事故を引き起こしやすくなる。
- 2 ○ 事故防止のためには、疲れを感じたら、矢を装填する前に射撃を中止する必要がある。

⑨ 射撃を中止する場合の注意

- 1 ○ 矢の装填後に射撃を中止する場合には、原則として安全装置を作動させ、クロスボウの先端を標的又は地面等の安全な方向に向け、矢を取り外す。
- 2 ○ 矢を取り外した後、固定されている弦については、2人体制で1人が両手で弦を抑え、もう1人が安全装置を解除して引き金を引き、両手で抑えた弦をゆっくりと戻す。
- 3 ○ 空撃ちは、本来矢にかかる力がクロスボウ自体にかかり、故障してクロスボウが破損するおそれがあるため、原則行ってはならない。

⑩ その他諸注意

- 1 ○ クロスボウは、落としたり衝撃を与えたりしないようにする。
- 2 ○ 安全装置のかけ忘れがないよう、弦を固定した後は必ず安全装置を作

動させることを習慣化する必要がある。

- 3 ○ クロスボウを手元から離すときは、弦が引かれた状態にないことを確認した上で、安定した場所に置くこととし、壁に立て掛けたり、倒れやすい置き方をしたりしてはならない。
- 4 ○ クロスボウを杖代わりにしたり物を引っ掛けたりするなど、射撃以外の用途で使用してはならない。
- 5 ○ ルールやマナーが分からない場合、積極的にクロスボウ射撃指導員等に相談し、正しいルールやマナーを身につける必要がある。

(2) 標的射撃が認められる場所

- 1 ○ 使用するクロスボウの矢の最大到達距離をカバーする危険区域を設定できても、その場所について第三者の立入りを禁止する権原を有していない場合には、当該場所で標的射撃を行ってはならない。
- 2 ○ バックストップの材質は、標的を外れた矢を止めるため、畳等が挙げられる。
- 3 ○ 矢が標的の枠等に当たった場合には、いわゆる跳弾の可能性があることに留意する必要がある。

(3) 使用前の注意事項

① クロスボウの選定

- 1 ○ クロスボウは、使用する人の使用目的、技量、体力及び矢との適切な組合せ等を考え、最適なものを選定しなければならない。
- 2 ○ 最初にクロスボウを選定する場合には、信頼できるクロスボウ射撃指導員等の助言を受けるなどして、目的にあったクロスボウを慎重に選定する必要がある。

② 平素の点検

- 1 ○ 弦、弦を固定する部分、安全装置や引き金の異常は、重大な事故の原因となる。
- 2 ○ 弦は消耗品で使用するうちに摩耗するため、消耗が激しい場合には交換する必要がある。
- 3 ○ 弦を固定する部分は、弦を引きフック等に確実に弦が固定されることを確認する。
- 4 ○ 安全装置の確認を行うときは、必ず矢が装填されていないことを確認した上で、行わなければならない。
- 5 ○ 引き金が極端に重すぎると引き金を引くタイミングが自分が意図したタイミングと異なることになる。

(4) クロスボウの保管の一般準則

- 1 ○ クロスボウは、正当な目的で携帯しているとき又は運搬しているとき以外は、保管とみなされる。
- 2 ○ クロスボウの保管が適切に行われないと、盗難や紛失等により、そのクロスボウが他人の手にわたり犯罪に使用される危険性がある。
- 3 ○ クロスボウの保管が適切に行われないと、そのクロスボウを子供等が持ち出して事故になる危険性がある。
- 4 ○ 許可を受けてクロスボウを所持する者は、そのクロスボウを他人に勝手に使用されることがないように適切な保管をしなければならない。

① 自宅での保管

- 1 ○ 保管設備の鍵は自分で管理して、自分以外の人クロスボウを持ち出すことができないようにしなければならない。
- 2 ○ クロスボウ製造事業者修理等のためクロスボウを預けているときなど特別な場合を除き、所持許可を受けた者はそのクロスボウの保管につ

いて全ての責任を負わなければならない。

- 3 ○ クロスボウの所持者は、たとえ家族であってもクロスボウに触れさせることがないように日頃から注意しておくことが大切である。
- 4 ○ クロスボウの所持者で、特に子供のいる家庭では、子供が面白半分にクロスボウを持ち出すことができないよう、確実にクロスボウと鍵を管理する必要がある。
- 5 ○ クロスボウを保管する金属製ロッカーは盗難防止のため、押し入れ、クローゼットの中など人目に付きにくく、クロスボウの管理がしやすい場所を選んで設置しなければならない。
- 6 ○ クロスボウを保管する金属製ロッカーは、柱や壁に固定したり、重量を重くしたりして、容易に持ち運びできないようにし、ロッカーごとクロスボウを盗み出されないようにしなければならない。
- 7 ○ 法の基準に従って保管しているクロスボウであっても盗難の被害に遭う危険性がある。
- 8 ○ 盗まれたクロスボウが犯罪等に悪用されないように、分解や取り外し可能な部品は、クロスボウとは別の鍵のかかる設備に保管する配慮が必要である。

② 宿泊施設等に宿泊するときの保管

- 1 ○ 一般に、競技大会への参加等の際に宿泊する場所には、金属製ロッカーの設備はないが、自宅で保管する場合に準じて保管する必要がある。
- 2 ○ 宿泊施設で保管する場合、例えば、クロスボウは施錠したケースに入れ、部屋の押し入れ等目立たない場所で保管するなどの配慮が必要である。

③ 保管の委託

- 1 ○ クロスボウ保管業者とは、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、公安委員会に届け出てクロスボウの保管を業とする者をいう。

④ 矢の保管

- 1 ○ 保管中のクロスボウには、絶対に矢を装填しておいてはならない。